事業群評価調書（令和８年度実施）

基本戦略名	2-2 多様性を尊重し合う共生社会をつくる	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　福祉保健課	川村　喜実
施策名	1　互いに支え合う地域共生社会の更なる推進	事業群関係課（室）	長寿社会課、障害福祉課	
事業群名	①　社会的配慮を必要とする人たちへのきめ細かい支援の実施	令和７年度事業費（千円）	※下記「２．令和７年度取組実績」の事業費（R7実績）の合計額	2,624,780

１．計画等概要

（長崎県総合計画みんなの未来図2030　本文）

生活困窮者の自立支援や自殺防止に向け、相談支援体制の充実と民間団体の連携強化を進めます。また、孤独・孤立問題や依存症問題の対策に取り組むほか、長崎県ケアラー支援条例のもと、ケアラー※を地域全体で支える取組を推進します。加えて、ひきこもりに関する相談支援体制についても、当事者や家族の状況に応じた支援が行えるよう、市町等と連携し、地域の実情に即した支援の充実に取り組みます。

※ケアラー：高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

（取組項目）

ⅰ）生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築
ⅱ）行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進
ⅲ）関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進
ⅳ）ケアラー、ひきこもりを対象とした8050問題も含めた相談支援体制の整備
ⅴ）官・民・NPO等の多様な主体の連携・協働等による孤独・孤立対策の推進

事業群	指標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年度）
	福祉サービスに関する苦情解決率	目標値①		100%	100%	100%	100%	100%	100% (R12)
		実績値②	100% (R5)						進捗状況
		達成率 ②／①							—

（進捗状況の分析）

福祉サービスを利用する方やその家族等が安心して、そのサービスを受けるためには、利用者等からの苦情等を適切に受け止め、公正かつ迅速に解決に導く体制の構築が重要である。

本指標は、社会福祉法第83条の規定に基づき、長崎県社会福祉協議会内に設置される長崎県運営適正化委員会における苦情解決率であるが、令和7年度における福祉サービスに関する利用者等から寄せられた苦情等の案件はすべて解決に至っており、福祉サービスのより良い利用及び提供の推進につながっている。

令和8年度においても、引き続き、福祉サービス利用者の権利擁護を促進するため、福祉サービス利用者やその家族等が困りごと等を抱え込むことなく相談ができるよう、ホームページ等を通じて長崎県運営適正化委員会の周知・啓発を行うとともに、必要な助言・相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供の支援を図っていく。

２．令和７年度取組実績（令和８年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R6実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和７年度事業内容及び実施状況（令和８年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R6目標	R6実績	達成率	令和７年度事業の成果等
				R7実績					R7目標	R7実績		
				R8計画					R8目標			
				事業実施の根拠法令等								
				法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業対象					
取組項目ⅰ	○	1	生活困窮者自立支援事業	98,099	29,118	5,519	●事業内容 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して相談支援を行い、一人ひとりに合わせた住居確保、就労、家計改善など、関係機関との連携により包括的な支援を実施する。 ●実施状況 県の福祉事務所が所管する7町（小値賀町を除く）において、生活困窮者の相談に応じ、アセスメント（困窮の背景や要因を分析し、課題の解決の方向性を見定めること）を実施して、個々のニーズに応じた自立支援計画を作成した。 また、自立支援計画に基づき、就労、家計、すまい等に関する必要な支援を行った。	【活動指標】	105	56	53%	●事業の成果 ・生活困窮者からの相談に応じ、関係機関との連携のもと、自立生活のためのプランを作成の上、包括的な支援を行った。 ・相談者の高齢化に加え、対象者の抱える課題が、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルスの不調、家計管理や債務など多岐にわたり、かつ複合的な場合もあることから、就労による経済的自立以外（日常生活や社会生活の自立）を当面の支援目標としている事例もあった。 ・就労・増収率については、本人に就労の意欲があっても、本人の希望や能力に合った就職先が見つからない場合や、就職してもパートなどの非正規雇用のため、収入増加に結びつかない場合があり、目標達成には至らなかった。
				101,596	28,926	4,834		-R7：就労支援対象者数（人）	105	54	51%	
				111,694	31,530	4,899		R8-：新規相談受付件数のうち、自立支援計画作成件数の割合（%）	50			
			H27-	生活困窮者自立支援法第5・6・7条				【成果指標】	75	46	61%	
								-R7：就労・増収率（%）	75	48	64%	
			福祉保健課	○	―	―	生活困窮者及び被保護者	R8-：自立支援計画作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合（%）	90			
取組項目ⅰ		2	被保護世帯自立推進事業	49,655	31,350	5,913	●事業内容 就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 被保護者の健康管理について、必要な情報の提供、保健指導、受診勧奨その他健康の保持・増進に資する取組を行う。 ●実施状況 就労可能な被保護者に対し、ハローワークと連携した取組、就労支援員やケースワーカー等による支援を行い、就労自立や増収を推進した。 頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。 診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報等を、福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。	【活動指標】	65	97.5	150%	●事業の成果 ・ケースワーカーや就労支援員が、被保護者の就労意欲・社会参加意欲の向上に向けた取組を実施し、活動指標（参加割合）は目標を上回った。
				51,040	31,029	6,043		就労支援の取組に参加する者の割合（%）	65	94.9	146%	
				71,564	51,314	6,124			65			
			H17-	生活保護法第55条の7及び第55条の8				【成果指標】	50	31.2	62%	
								就労支援の取組に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合（%）	50	24.0	48%	
			福祉保健課	○	○	―	被保護者		50			
取組項目ⅰ		3	生活保護措置費	2,201,855	747,082	5,125	●事業内容 生活困窮者に対し生活保護法に基づき必要な保護を実施し最低生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を実施する。 ●実施状況 被保護世帯に対し生活扶助費、医療扶助費等を支給するとともに、担当ケースワーカー等が、日常・社会生活自立、経済的自立に向けた支援を行った。	【活動指標】	数値目標なし	2,201,855	―	●事業の成果 ・生活保護の開始申請に対し、迅速かつ適正に保護を決定した。 ・決定後は、高齢者、傷病者、稼働能力がある者、子どもがいる世帯等、対象毎に援助方針を設定し、ケースワーカーや医療扶助相談・指導員等による支援を行い、最低限度の生活保障と自立の助長が図られた。
				2,191,687	756,285	5,238		生活保護措置費（千円）	数値目標なし	2,191,687	―	
				2,377,520	762,644	5,308			数値目標なし			
			S25-	生活保護法第71条、第73条及び第75条				【成果指標】	数値目標なし	1,020	―	
								生活保護世帯数（世帯）	数値目標なし	1,001	―	
			福祉保健課	○	○	―	被保護者		数値目標なし			

取組 項目 i		4	生活福祉資金貸付事業費	18,796	9,398	2,335	●事業内容 低所得者や高齢等世帯の生活の安定や自立を支援するため、必要な相談支援を行うことと併せて、無利子または低利子で一時的に必要となる資金の貸し付けを実施する長崎県社会福祉協議会に対し貸付資金を補助する。 ●実施状況 失業や減収等により生活に困窮している方について、県社会福祉協議会が、生活費及び一時的な資金の貸付けを行うとともに、市町社会福祉協議会や自立相談支援機関等において継続的な相談支援を行った。	【活動指標】 資金貸付件数（件）	数値目標なし	464	—	●事業の成果 ・償還に伴うフォローアップの中で、市町社会福祉協議会や自立相談支援機関への相談等をすすめること等により、生活困窮者を必要な相談支援につなげることができた。 ・償還率は目標を達成できており、低所得者等の自立支援や生活意欲の助長促進に寄与した。
				21,524	7,762	2,417			数値目標なし	397	—		
				15,524	7,762	2,450			数値目標なし				
			S30-	長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例				【成果指標】 貸付金償還率（%）	83	84	101%		
									83	85	102%		
			福祉保健課	—	—	—	低所得者、高齢者、障害者、失業者世帯		83				
取組 項目 i		5	民生委員費	137,206	136,236	3,154	●事業内容 住民の福祉の増進を図るため、民生委員・児童委員が行う相談支援や見守り活動等を推進するとともに、活動に必要な知識・技術の向上に資するための研修等を実施する。 ●実施状況 県が所管する中核市を除く19市町の民生委員・児童委員及び地区協議会の活動費を補助するとともに、令和7年12月の一斉改選により新たに民生委員・児童委員になられた方への新任研修や情勢に即した研修の実施などにより円滑な民間社会福祉活動の推進を図った。	【活動指標】 R6：民生委員・児童委員の活動日数（日）	120	132	110%	●事業の成果 ・民生委員・児童委員に対する研修は、会長・リーダー研修及び市郡一般研修を予定どおり実施した。また、目標外に令和7年度一斉改選に伴う新任委員研修を実施した。 ・活動日数については、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、孤立・孤独問題の深刻化、見守り世帯の増加等もあり目標を達成した。
				143,593	142,201	3,223		R7-：民生委員・児童委員に対する研修開催回数（回）	16	21	131%		
				142,319	141,069	3,266			16				
			S41-	民生委員法第26条				【成果指標】 R6：民生委員・児童委員の年間相談・支援件数（件）	60	37	61%		
								R7-：民生委員・児童委員の活動日数（日）	120	131	109%		
			福祉保健課	○	—	—	県民全般、特に高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者等		120				
取組 項目 i	○	6	福祉サービスに関する苦情解決事業費	6,197	3,099	788	●事業内容 福祉サービスに関する利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、法の規定により運営適正化委員会を設置する長崎県社会福祉協議会に対して運営経費を補助する。 ●実施状況 社会福祉サービスを提供する事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルについて、県社会福祉協議会運営適正化委員会において、必要な助言・相談を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援した。	【活動指標】 苦情解決合議体の開催数（回）	6	6	100%	●事業の成果 ・苦情解決合議体の開催については、予定していた6回の協議を行った。 ・受け付けていたすべての案件は解決しており、福祉サービスの適切な利用又は提供につながった。 （直近3年の苦情相談受付件数） R5：87件　R6：81件　R7：88件
				6,197	3,099	806			6	6	100%		
				6,197	3,099	817			6				
			H12-	社会福祉法第83条				【成果指標】 苦情解決率（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			福祉保健課	○	—	—	福祉サービス利用者・家族、福祉事業所・施設等		100				

取組項目ⅰ		7	福祉サービス第三者評価推進事業費	467	359	3,939	●事業内容 福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適切なサービス選択を支援するため、公正・中立な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」を推進し、評価結果の公表や評価調査者への研修等を実施する。 ●実施状況 福祉サービス事業者及び利用者以外の第三者評価機関が事業者のサービスの質を評価し、評価結果を県のホームページで公表した。併せて、新規評価調査者の養成研修及び評価調査者の資質向上のための継続研修を実施した。	【活動指標】 評価調査者研修会開催数（福祉サービス）（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・評価調査機関が必要としている項目を確認した上で、研修内容を検討し、研修を実施した。 ・対象事業所に対し、受審方法やメリットなどをわかりやすくホームページに掲載したり、対象事業所が参加する集団指導等の機会を活用し、受審勧奨を行ったものの、受審数は目標に達しなかった。 （直近3年の受審済件数） R5：26件　R6：20件　R7：22件
				578	467	4,029			2	2	100%		
				530	362	4,083			2				
			H17-	社会福祉法第78条				【成果指標】 評価を受審した事業所数（福祉サービス）（件）	20	20	100%		
									24	22	91%		
			福祉保健課	○	—	—	福祉サービス利用者・福祉事務所・施設等		22				
取組項目ⅰ-ⅴ	○	8	重層的支援体制整備事業費	11,579	11,579	1,577	●事業内容 地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町における包括的な支援体制を整備するとともに、市町の取組促進に向けた後方支援を実施する。 ●実施状況 包括的支援体制の構築を具体化するため、重層的支援体制整備事業を実施している4市に対して、交付金を交付するとともに、全市町に対して、包括的な支援体制整備に向けた研修会を実施した。	【活動指標】 重層的支援体制整備事業実施市町数（市町）	2	2	100%	●事業の成果 ・4市において重層的支援体制整備事業を実施し、複合的課題を持つ世帯に対し包括的な支援を行うことができた。 ・また、研修会を開催することで、重層的支援体制整備事業をはじめとする施策を通じて包括的支援体制を構築することの重要性を県内市町と共有できた。
				23,664	23,664	1,611			4	4	100%		
				24,076	23,611	2,450			数値目標なし				
			R6-	社会福祉法第6条第3項、第106条の9				【成果指標】 複合的課題への対応件数（件）	—	202	—		
									202	380	188%		
			福祉保健課	—	—	—	市町		数値目標なし				
取組項目ⅱ	○	9	自殺総合対策強化事業	33,462	21,676	47,304	●事業内容 県内自殺者数の減少を目指し、民間団体を含む様々な関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携協力していくことにより総合的な自殺対策を実施する。 ●実施状況 ①推進体制の整備（長崎県自殺対策推進センター設置、長崎県自殺総合対策連絡協議会開催、こころの電話相談員の配置、SNS相談事業、自殺未遂者支援体制強化事業） ②普及啓発（相談窓口リーフレット、SNS相談カード等の作成、配布） ③民間活動への援助（いのちの電話の２４時間化への支援、民間団体自殺対策推進事業） ④地域の自殺対策推進（県及び市町自殺対策担当者等会議、研修会、出前講座） ⑤全庁的な取組推進（教育庁児童生徒支援課事業）	【活動指標】 長崎いのちの電話相談対応件数（件）	数値目標なし	11,755	—	●事業の成果 ・「長崎県自殺総合対策5カ年計画」に 基づく総合的な自殺対策の推進、地域自殺対策強化交付金を活用した自殺対策を実施。 ・自殺者数は、H15年の449人をピークに増減を繰り返しながらも減少傾向にあったが、ここ数年は、180～190人程度で横ばい。
				29,029	6,048	48,342			数値目標なし	11,678	—		
				32,407	9,728	48,990			数値目標なし				
			H19-	自殺対策基本法第3条				【成果指標】 自殺者数（人）	数値目標なし	172	—		
									数値目標なし	算定中	—		
			障害福祉課	○	—	—	一般県民・自殺対策に関係する関係者・民間を含めた関係機関・団体等		数値目標なし				

取組項目iii	○	10	依存症対策総合支援事業	12,756	6,378	19,710	●実施内容 依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図る。 ●実施状況 ①依存症対策ネットワーク協議会・専門部会の開催 ②依存症専門相談支援（依存症専門相談員の配置） ③依存症専門医療機関の明確化 ④依存症関係者研修会の開催 ⑤回復支援 ⑥民間団体活動支援 ⑦普及啓発・情報提供	【活動指標】 研修会参加者数（人）	981	819	83%	●事業の成果 ・相談支援体制の整備、充実を図るため、長崎こども・女性・障害者支援センター主催と保健所単位での研修会を開催し、依存症に関する問題に対応できる人材を育成することができた。 ・また、依存症の専門研修として、e-ラーニングを活用した研修を実施したこともあり、医師等幅広い職種にも参加いただけた。
				12,523	6,262	20,143			819	881	107%		
				13,591	6,797	20,413			881				
				ギャンブル等依存症対策基本法第6条 アルコール健康障害対策基本法第5条				【成果指標】 依存症に関する相談件数（延件数）	1,307	1,344	102%		
			H30-						1,344	939	69%		
			障害福祉課	○	—	—	一般県民、依存症患者及び家族、依存症対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等		939				
取組項目iv	○	11	長崎県ケアラー支援条例推進体制構築事業費	9,821	0	7,884	●事業内容 「長崎県ケアラー支援条例」及び本条例に基づき策定した「長崎県ケアラー支援推進計画」に沿って、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成するとともに、支援を担う人材の育成、支援に関わる連携体制の整備等を推進する。 ●実施状況 ケアラー支援月間（11月）にあわせてSNS等を活用した周知啓発を実施するとともに、県民向けのケアラー支援シンポジウムを開催した。 ケアラーの総合案内窓口を設置したほか、専門職及び事業者を対象にケアラー支援ツールを活用した多職種合同研修を実施した。また、ケアラー支援に取り組む県内の民間支援団体の活動について取材を行い、紹介記事を作成するなど、その取組の周知を図った。	【活動指標】 外部有識者会議の開催（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・シンポジウムの開催や広報啓発等を通じて、県民のケアラーに対する理解促進につなげることができた。 ・また、専門職向けの多分野専門職による合同研修の実施等により、ケアラーの早期発見や適切な支援につなぐための人材育成及び連携体制の強化に寄与した。
				5,437	0	5,479			2	2	100%		
				9,032	0	4,083			1				
				長崎県ケアラー支援条例				【成果指標】 ケアラー認知度（%）	77.3	79.1	102%		
			R5-						80.1	80.1	100%		
			長寿社会課	—	—	—	ケアラー及びその家族、県民、事業者等		83.0				
取組項目iv	○	12	ひきこもり支援推進事業	429	215	15,768	●事業内容 ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。 ●実施状況 ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談支援を実施。 また、ひきこもりの高年齢化・長期化から地域で孤立しがちな本人及び家族が、住み慣れた地域において様々な資源に繋がり、自分らしく生きていけるよう、関連する分野の関係機関等が連携し、包括的な支援の取り組みが進められていく体制の推進を図った。	【活動指標】 専門研修の実施回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて、専門研修を実施し、ひきこもりに関する問題に対応できる人材を育成することができた。 ・また、当事者のためのフリースペースの開放や、家族教室などの家族支援を実施した。
				389	195	16,114			1	1	100%		
				781	391	16,330			1				
				生活困窮者自立支援法第7条				【成果指標】 ひきこもり相談対応件数（人）	1,100	693	63%		
			H22-						693	924	133%		
			障害福祉課	—	—	—	ひきこもり状態にある本人又は家族等		924				

取組項目iv		13	再犯防止推進事業費	36,060	9,031	1,577	●事業内容 地域における再犯防止を推進するため、長崎県再犯防止推進計画に基づき官民一体となった支援体制を構築する。また、高齢又は障害等を抱える刑務所出所予定者等に対し、出所後に必要な福祉的支援を行い再犯防止につなげるため、地域生活定着支援センターを設置する。 ●実施状況 刑事司法機関、更生保護団体、関係機関・団体等による「長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会」を市町にも参加を呼びかけて開催し、「第二次長崎県再犯防止推進計画」を策定した。 また、市町研修会の開催や県内相談窓口を掲載した冊子を作成するとともに、地域生活定着支援センターにおいて、刑務所出所予定者等への相談支援を福祉事業所や市町等との連携のもと行った。	【活動指標】 支援要請があった者に対して対応した割合（%）	100	100	100%	●事業の成果 ・高齢者や障害がある刑務所出所者等（被疑者・被告人等を含む）について、出所（釈放）後直ちに適切な福祉サービスを受けられるよう支援するとともに、地域の支援協力者を確保することで、大多数は地域生活への円滑な移行及び自立生活の定着につながったが、一部1年以内の再犯者がみられた。
				36,113	9,053	4,029			100	100	100%	
				36,316	9,159	3,266			100			
			H21-	地域生活定着促進事業実施要領				【成果指標】 -R7：支援者のうち、1年以内の再入所者数（人）	0	4	0%	
									0	3	0%	
			福祉保健課	—	—	—	刑務所出所者等のうち、高齢・障害等により福祉的支援が必要な者	R8-：支援者のうち、2年以内の再入者数の割合（%）	14%以下			
取組項目iv		14	こころの緊急支援対策システム整備事業	1,702	851	789	●実施内容 事件・事故や災害等の緊急時には、対応の遅れが致命的となることが多いため、平時からこころのケアを行う専門家チーム（CRT）を結成し、教育委員会や学校からの要請に基づいて、緊急に現地派遣できる体制を整備している。 DPATについては、平成28年度の熊本地震を契機に発足。緊急時に現地へ派遣できる体制を整備している。 ●実施状況 CRTは派遣要請があれば、現地に派遣し、対応を行っている。（令和7年度派遣実績なし） DPATについても、災害発生時等、派遣を行っている。（令和7年度派遣実績なし） ※CRT（Crisis Response Team）…こころの緊急支援チーム ※DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）…災害派遣精神医療チーム	【活動指標】 研修会開催回数（回）	3	3	100%	●事業の成果 ・CRTについては、運営委員会、研修会等を開催し、緊急時、迅速な対応ができるような体制を整備している。 ・DPATについては、日本DPAT、ローカルDPAT合わせて令和7年度に10名の新規隊員登録を得て、現在32名の隊員が登録されている。
				1,410	449	806			3	3	100%	
				2,264	673	817			3			
			H17-	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条				【成果指標】 こころの緊急支援チーム登録員数（人）	55	51	92%	
									55	55	100%	
			障害福祉課	○	—	—	県内の小・中・高・ろう・盲・特別支援学校		55			

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築

●実績の検証及び解決すべき課題

制度の狭間により支援が行き届きにくい人々を包摂するため、切れ目のない包括的支援体制の整備を図る必要がある。

特に生活困窮者自立支援制度については、支援対象者は、住まいの不安定、家族関係、メンタルヘルス、家計や債務など多岐かつ複合的な課題を抱えている場合があり、各支援事業実施機関が密に連携するとともに、自立相談支援において家計改善支援等の各事業や諸制度を活用し、状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行えるようにする必要がある。

●課題解決に向けた方向性

生活困窮者自立支援制度については、各支援事業を着実に実施するとともに、関係機関間の連携の強化を図る。

また、物価高騰等の影響を受け、家計に関する相談支援体制を強化する。

ii　行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
民間を含む関係団体との連携・協力による総合的な自殺対策の推進については、各関係機関の連携や包括的な相談体制の整備が進んできている。また、各圏域でのゲートキーパー養成、若者向け普及啓発活動等、ネットワークづくりも特徴ある取組へと具体化してきている。 ※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。	引き続き、関係機関による事業の実施、相談対応の手引き集等を活用した研修や連絡会議等を通じて、相談支援技術の強化及び関係機関の連携体制の強化を推進していく。各市町の自殺対策計画に基づいた施策が実施できるよう、県でも支援を行う。 また、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺の高まりを防ぐため、電話や対面での相談に抵抗がある方でも相談できる仕組みとしてSNS相談事業を実施。心のケアが必要な方を早期に発見し、関係機関との連携や相談体制の強化を図る。

iii　関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
依存症に関する相談件数は横ばいであるが、県民が「依存症が病気である」という認識が十分でないことや本人が病識をもちにくく、相談等につながりにくいことを考えると、専門的な相談対応が行える体制の強化と相談窓口の周知が必要である。また、未成年等若い世代からの予防対策と併せて啓発活動を行う必要がある。 依存症の専門医療機関として、4医療機関及び治療拠点機関として１医療機関選定を行っていたが、令和5年4月にアルコール健康障害の治療拠点機関として1医療機関、令和7年2月にアルコール健康障害の専門医療機関選定を行った。さらに身近で受診できる体制が必要であることから医療提供体制を整備していく必要がある。	普及啓発等の強化を図るため、県民向けの講演会を開催。若年層や新社会人を対象とした講話、リーフレットの配布を実施する。 依存症医療提供体制の整備に向けた医療従事者向けの研修会を開催し、依存症専門医療機関等の選定を行う。 依存症に関する社会資源の乏しい県北・離島地域において、専門医療機関や民間団体と協働した依存症支援体制整備の強化を図る。

iv　ケアラー、ひきこもりを対象とした8050問題※も含めた相談支援体制の整備

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
ケアラー支援について、「長崎県ケアラー支援推進計画」に基づき、広報啓発や研修、関係機関・民間支援団体との連携等を進めるとともに、総合案内窓口の設置や市町における包括的な相談支援体制の整備など、ケアラーに対する相談支援体制の充実を図った。一方で、ケアラーの支援ニーズは把握しにくく、必要な支援につながらないケースもあることから、早期発見・早期支援に向けた相談支援体制の強化と関係機関の連携促進が必要である。 ひきこもりを対象とした相談支援については、8050問題についての実態調査を受け、ひきこもり者及びその家族の抱える問題について、関係機関が情報を共有し連携を図りながら、適切な支援につなげる必要がある。 また、ひきこもり状態の長期化やひきこもり者及びその家族の支援拒否、無関心などにより支援者の介入が難しい現状があるため、ひきこもり支援者がひきこもりの特性を理解した家族支援や介入方法等を習得し、相談支援技術の向上を図る必要がある。	R7年度に実施した「長崎県ケアラー支援推進計画」の中間見直しの結果を踏まえ、広報啓発や人材育成を進めるとともに、市町や関係機関、民間支援団体との連携のもと、ケアラーが相談しやすい環境づくりや相談支援体制の充実を図る。また、多分野・多機関による連携を強化し、ケアラーやヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげる。 ひきこもり当事者及び家族支援の充実を図る。 ひきこもり支援関係機関間の連携を強化し、包括的な支援体制の構築推進を図る。 8050問題等、高年齢化したひき¥こもりに対する正しい理解の促進に向けて普及啓発を図る。 ※8050問題：高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題

v　官・民・NPO等の多様な主体の連携・協働等による孤独・孤立対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
孤独・孤立に対する理解と機運の醸成を目的とした「長崎県孤独・孤立官民連携プラットフォーム」を令和7年に設立し、会員の活動状況等の共有により連携や協働を促しているところであるが、設置したばかりであり、会員が様々な分野に渡っておらず、分野横断的な連携を図るためにも、会員の増加を図る必要がある。 都市部・離島半島部それぞれに孤独・孤立の問題が顕在化していることは、全国調査でも明らかとなっているが、本県における実態把握が不十分である。	引き続き県プラットフォームでのセミナー・メールマガジン等による情報発信（会員の取組等）を通して県民への啓発を図る。 県政モニター調査や既存調査の分析を通じて本県の実態を把握するとともに、調査結果を踏まえたセミナー等による広報・啓発を図る。

４．令和８年度見直し内容及び令和９年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和８年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和８年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和９年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	生活困窮者自立支援事業 H27- 福祉保健課	生活困窮者自立支援制度における各支援事業を着実に実施するとともに、関係機関間の連携を強化するため、従事者向けの県主催研修の内容を見直した。 また、家計に関する相談支援体制を強化するため、家計改善支援機関の専門職が自立相談支援機関へのコンサルテーションを充実することにより、相談員のさらなる質の向上を図った。	②	自立相談支援機関における相談実績に関するヒアリングや支援調整会議視察により把握した相談支援に関するニーズ等を踏まえ、各相談支援に従事する相談支援員の対応力向上に向けた研修の充実を図るとともに、より質の高い相談支援の実施につなげていく。	改善
取組項目ⅰ		4	生活福祉資金貸付事業費 S30- 福祉保健課	自立相談支援機関、社会福祉協議会、生活保護担当部局等の関係機関が情報を共有し、借受人に対して償還猶予・免除に関する情報提供や手続きの支援を行うとともに、必要なサービスに円滑に繋がるよう連携を図った。あわせて、実施主体である長崎県社会福祉協議会と、事業実施体制についての協議を行い、適正かつ効果的な実施体制を整えるとともに、低所得者等への支援に関する連携体制を強化した。	②	引き続き、生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、償還能力を見極めながら償還への働きかけや、償還が難しい場合は、家計改善支援や弁護士相談に繋ぐなど必要な相談支援を行っていく。 また、貸付事業にかかる実施機関の体制、生活困窮者への支援に関する取組の好事例や課題について、長崎県社会福祉協議会と協同し、他県からの情報収集を行い、事業実施体制の見直しや支援体制のさらなる充実を目指す。	改善
取組項目ⅰ		5	民生委員費 S41- 福祉保健課	令和8年度においては、物価上昇やなり手不足の解消及び活動環境の改善の必要性を踏まえ、国の地方交付税算定基礎に合わせて、民生委員児童委員活動費等を増額した。 また、次期一斉改選に向け、欠員解消及び担い手確保の視点から、市町や民生委員児童委員協議会等へのヒアリングを行っている。	②⑨	民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手として、困りごとを行政や各種サービスへつなぐ地域に欠かせない役割を担っていることから、令和10年12月の一斉改選に向け、引き続き周知啓発や活動業務の負担軽減を図る。 あわせて、令和8年度に実施した市町や民生委員児童委員協議会へのヒアリング結果を踏まえ、市町と連携して、地域の実情に応じた担い手確保対策や活動環境の改善に向けた具体的な取組を推進していく。	改善
取組項目ⅰ	○	6	福祉サービスに関する苦情解決事業費 H12- 福祉保健課	―	②	引き続き、福祉サービス事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、運営適正化委員会において、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援していく。 また、県ホームページ等において、運営適正化委員会の役割や問合せ先等について周知を行い、福祉サービスの適切な利用・提供につなげる。	改善

取組項目ⅰ		7	福祉サービス第三者評価推進事業費 H17- 福祉保健課	受審事業所拡大に向け、受審方法やメリットをわかりやすくまとめた長崎県版リーフレットを作成した。これを活用し、これまで情報が届いていない事業所を含め周知を行っている。	②	引き続き、保育施設、障害者施設、高齢者施設などの関連団体を対象とした事業種別ごとの会議等の機会を捉え、事業説明を行っていく。 県及び中核市の関係課と連携しながら、様々な機会を捉えて、長崎県版リーフレットやホームページを活用し、対象事業所に事業説明を行えるようにし、受審事業所拡大を図っていく。	改善
取組項目ⅰⅴ	○	8	重層的支援体制整備事業費 R6- 福祉保健課	国の調査事業を踏まえ、有識者の助言を得ながら、包括的支援体制の構築状況を把握・評価するためのチェックシートを策定し、令和8年度中に市町と共有することとした。	②⑤	チェックシートの活用や研修会の実施を通じ、市町における包括的支援体制の構築を促すとともに、その具体化に向け、重層的支援体制整備事業等の活用に関する技術的助言を引き続き行う。	改善
取組項目ⅱ	○	9	自殺総合対策強化事業 H19- 障害福祉課	電話や対面での相談に抵抗がある方でも相談できる仕組みとしてSNS相談事業を継続して実施。心のケアが必要な方を早期に発見し、関係機関との連携や相談体制の強化を図る。 また、国の自殺総合対策大綱や地域の実情等を踏まえ策定した「第4期自殺総合対策５カ年計画」に基づいた各機関、団体等の自殺対策の進捗状況を確認しながら、総合的な自殺対策に取り組む。	②⑤⑥	SNS相談事業の実績（相談件数や相談内容等）の分析を行い、事業の継続について検討を行う。 また、「第4期自殺総合対策５カ年計画」に基づき、総合的な自殺対策に取り組み、自殺者の減少を図る。	改善
取組項目ⅲ	○	10	依存症対策総合支援事業 H30- 障害福祉課	R5に作成したアルコール健康障害対策リーフレットについて、適宜内容を修正の上、市町の健康診断等で活用を目指し、国保・健康増進課と連携しながら、周知や啓発を行っている。 また、精神保健福祉法の改正（令和6年度）に伴い、市町は精神障害者等の相談支援体制の整備を義務付けられたことから、医療機関との連携や困難ケースへの対応等、市町への後方支援に取り組む。	⑥	これまでの依存症対策について、本県の実情に応じた依存症対策へと見直し、医療機関や民間団体等との連携、相談支援体制等の充実を図っていく。併せて、依存症専門医療機関及び治療拠点機関を中心とした医療機関間の連携を推進し、医療連携体制の整備を図る。	改善
取組項目ⅳ	○	11	長崎県ケアラー支援条例推進体制構築事業費 R5- 長寿社会課	R7年度に実施した「長崎県ケアラー支援推進計画」の中間見直しの結果を踏まえ、ケアラー支援を担う人材の育成に際して、学校関係者など、医療・福祉分野以外も含めた多職種の参画拡大に向けて、研修会の周知方法や開催方法を見直した。	②	ケアラー支援に関する県民への広報啓発や人材育成を目的とした研修、関係機関・民間支援団体との連携による取組を引き続き実施し、ケアラーを地域全体で支える体制の整備を図る。	改善
取組項目ⅳ	○	12	ひきこもり支援推進事業 H22- 障害福祉課	国の方針及びひきこもり支援推進事業実施要領を基に、長崎県ひきこもり支援推進事業実施要綱の改正を行い、ひきこもり地域支援センターの事業内容及び各関係機関の役割を明記の上、事業の推進に努める。	②	ひきこもり支援事例集、ひきこもり支援者用情報共有シートの更なる周知に努め、複雑化・多様化する複合的な支援課題を持つ世帯への対応を行う関係機関との連携強化や研修による人材育成等、包括的なひきこもり支援体制整備の更なる推進を図る。	改善

取組項目iv		13	再犯防止推進事業費 H21- 福祉保健課	刑務所出所者等の地域での安定した生活の継続に向けて支援するとともに、開催地の関係機関との連携構築を図るため、長崎保護観察所や長崎県地域生活定着支援センターと共同して出張相談会を開催することとした。	②	「第二次長崎県再犯防止推進計画」に基づき、対象者への適切な支援を行うため、刑事司法、福祉サービス、住宅確保等の関係機関・団体とのネットワークの拡大・強化を図るとともに、引き続き国の補助事業を活用して、市町に対する情報共有や研修の実施、市町と関係機関の連携構築支援を行うことにより、再犯防止対策の更なる推進を図っていく。	改善
取組項目iv		14	こころの緊急支援対策システム整備事業 H17- 障害福祉課	―	⑥	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時、迅速に対応できるような体制を整えておくため、引き続き協力医療機関の増加や、人材育成、チーム資機材を整備する。	現状維持

注：「２．令和７年度取組実績」に記載している事業のうち、令和７年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点